



認 定 書

国 住 指 第 2166 号
平成 14 年 5 月 17 日

旭ファイバーグラス株式会社
代表取締役社長 小室太郎 様

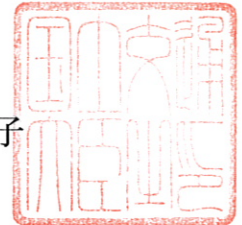
株式会社 マ グ
代表取締役社長 門脇 昴 様

パラマウント硝子工業株式会社
代表取締役社長 長屋敏男 様

ニットーボー東岩株式会社
代表取締役社長 森 秀樹 様

東洋ファイバーグラス株式会社
代表取締役社長 山本正憲 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2 (不燃材料) の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-8610

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

化粧グラスウール保温板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

防火材料説明図

1. 認定番号 NM-8610
2. 認定年月日 平成14年5月17日
3. 品目名 化粧ガラスウール保温板
- ~~4. 商 品 名~~
- 4 ~~5.~~ 申請者 旭ファイバーグラス株式会社
~~代表取締役社長 小室太郎~~
 株式会社 マグ
~~代表取締役社長 門脇 勲~~
 パラマウント硝子工業株式会社
~~代表取締役社長 長屋敏男~~
- 5 ~~6.~~ 申請者住所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-3
 東京都中央区日本橋本町 4-8-14
 福島市郡山市長者 3-8-1
- ~~7. 申請者電話番号~~ 03-5296-2031
 03-3231-3200
 024-923-5111
- 6 ~~8.~~ 主たる用途 建築材料（壁、天井、間仕切、床等の保温材、吸音材）
 設備材料（ダクト、設備等の保温材、吸音材）
- 7 ~~9.~~ 試験機関名 建設省建築研究所
- 8 ~~10.~~ 試験機関各受託番号 9-6 独立行政法人
- ~~11. 施工管理~~
- 9 ~~12.~~ 付帯条件 なし
- 10 ~~13.~~ 製品の形状寸法
- 1) 形 状 平 板
- 2) 表面の形状 粗面又は平滑面
- 3) 厚さ及び許容差（単位：mm）
- 不燃第 1031 号「グラスウール保温板」の規定による。
- 4) 大きさ（単位：mm）

長さ又は幅	許 容 差
300	
400	+10
450	-3
500	

ただし、長さ又は幅をそれぞれの整数倍とし、又は
当分の間 300mm を 303mm 又は 305mm に、450mm を
458mm と読みかえてもよい。

整数倍したものの許容差は表による。ただし、一辺の長さが
3.000mm 以上のものの許容差は、マイナス側を認めない。

5) 比 重 (呼び厚さによる密度 g/cm^3)

不燃第 1031 号「グラスウール保温板」の規定による。

6) 重 量 基材標準重量 (kg/m^2)

不燃第 1031 号「グラスウール保温板」の規定による。

14. 構成 (組成) ・断面図

1) 表面化粧

(1) 化粧材

塗料

化粧貼付材

その他

(2) 接着剤

ゴム系

樹脂系

その他

(3) 有機成分

化粧材及び接着剤の有機成分の総量は、各々の片面について 100 g/m^2 (固)
以下とする。

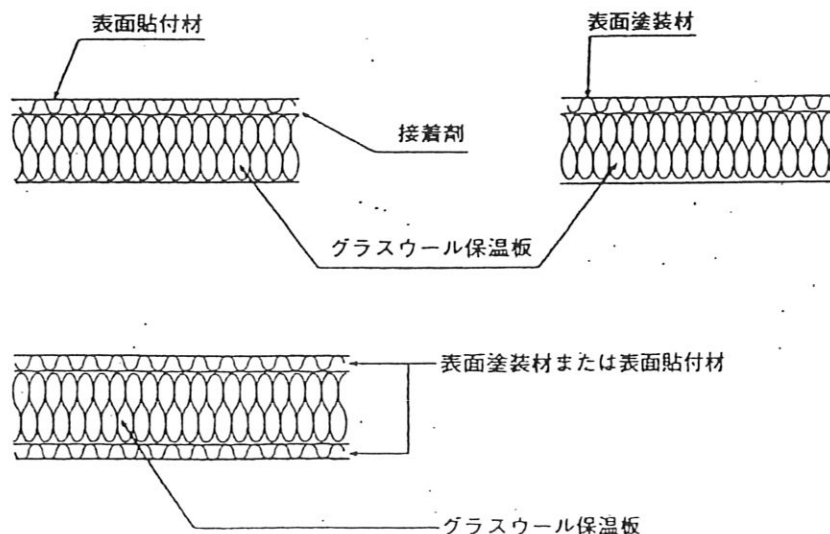
2) 基 材

不燃第 1031 号「グラスウール保温板」。但し、組成重量比は以下の通りとする。

<基材組成 (重量比)>

無機質ガラス 90% 以上

フェノール系樹脂 10% 以下



~~15. 施工仕様~~

~~16. 標準施工図~~

12 ~~17.~~ 防火処理の概要 なし

13 ~~18.~~ 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定しようがある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。